

令和4年度 ひやま観光推進キャンペーン実行委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、令和4年度 ひやま観光推進キャンペーン実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、コロナ禍で停滞する檜山地域の経済の活性化を図るため、観光・地域間交流の促進に係る事項等について協議を行うために設置する。

(業務)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) ウィズコロナの視点に立った誘客・交流促進事業に関する業務
 - (2) 道内外における観光PRに関する業務
 - (3) 地域の強みを活かした観光コンテンツの磨き上げに関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な業務
- (実行委員会の委員)

第4条 実行委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(実行委員会の役員)

第5条 実行委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、北海道檜山振興局地域産業担当部長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、会長が指名する委員をもって充てる。

4 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

6 監事は、実行委員会の出納を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

7 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(総会)

第6条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。

- (1) 実行委員会の規約の制定又は改廃に関する事項
- (2) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項
- (3) 予算の決定及び決算の承認に関する事項
- (4) 実行委員会の解散に関する事項
- (5) その他実行委員会の運営上必要と会長が認めた事項

4 総会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合にあっては、副会長がこれに当たる。

5 会長は、総会の開催の日時及び場所並びに総会に付議すべき案件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

6 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

7 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3項第4号に掲げる事項にあっては、委員の総数の4分の3以上で決するものとする。

- 8 委員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該委員の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。
- 9 総会は、原則として公開とする。ただし、総会において個人情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより総会の運営に支障を来すと議長が認めるときは、全部又は一部を公開しないこととすることができる。
- 10 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を総会に出席させ、意見を聴取することができる。
- 11 第4項から前項までの規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により総会を招集することができないと会長が認めるときは、第3項各号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴する方法により総会を行うことができる。この場合において、会長が指定する期日までに書面を提出した委員の2分の1（同項第4号に掲げる事項にあつては、委員の総数の4分の3）以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の議決があつたものとみなす。
- 12 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- （専門部会）
- 第7条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査及び検討を行う必要があるときは、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、前条の規定に準じて会長が別に定める。
- （協議結果の尊重義務）
- 第8条 委員は、総会又は専門部会で協議が調った事項について、その協議の結果を尊重しなければならない。
- （守秘義務）
- 第9条 委員、第6条第10項の規定により総会又は専門部会に出席した者は、個人情報その他実行委員会の運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- （事務局）
- 第10条 実行委員会の事務を処理するため、実行委員会に事務局を置く。
- 2 事務局は、北海道檜山振興局産業振興部商工労働観光課に置く。
- 3 事務局には、事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。
- 4 事務局長は、北海道檜山振興局産業振興部商工労働観光課長をもって充てる。
- 5 事務局次長その他必要な職員は、会長が指名する者をもって充てる。
- 6 事務局は、次に掲げる業務を行う。
- （1）総会等の運営に関する業務
- （2）実行委員会の経費の執行及び管理に関する業務
- （3）文書の收受、発送、編さん及び保存に関する業務
- （4）前3号に掲げるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な業務
- 7 前各項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- （財務）
- 第11条 実行委員会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。
- 2 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 監事は、実行委員会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

い。

4 前3項に定めるもののほか、実行委員会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第12条 実行委員会は、総会の議決を経て解散する。

(解散の場合の措置)

第13条 実行委員会が解散したときにおける実行委員会の収支は、当該解散の日をもって打ち切るとともに、会長であった者がこれを清算することとし、清算後は、その結果を委員であった者に対して通知するものとする。

2 実行委員会が解散する際に有する残余財産の処分は、解散を議決した総会の時に議決を経て、その取扱いについて決定する。

(剰余金等の処理)

第14条 実行委員会は、決算において剰余金が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

2 実行委員会は、決算において欠損金が生ずる見込みとなったときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(事故の処理)

第15条 実行委員会は、第3条各号に掲げる業務に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年4月14日から施行する。

別表（第4条関係）

【構成員】

区分	組織名	委員	備考
町	江差町	追分観光課長	副会長
	上ノ国町	水産商工課長	
	厚沢部町	政策推進課長	
	乙部町	産業課長	
	奥尻町	地域政策課長	
	今金町	まちづくり推進課長	
	せたな町	まちづくり推進課長	
観光協会	江差町観光コンベンション協会	事務局長	
	上ノ国町観光協会	事務局長	
	厚沢部町観光協会	事務局長	監事
	乙部町観光協会	事務局長	
	奥尻島観光協会	事務局長	監事
	今金町観光協会	事務局長	
	せたな観光協会	事務局長	
北海道	檜山振興局	地域産業担当部長	会長

【事務局】

檜山振興局	産業振興部商工労働観光課	商工労働観光課長	事務局長
		観光振興係長	事務局次長
		主事	